

第42号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年亀岡市条例第33号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月20日提出

亀岡市長 桂川孝裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1	教育委員会委員	年額	1,000,000円
2	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額	121,000円
3	議会の議員の中から選任された同委員	月額	53,000円
4	選挙管理委員会委員長	年額	389,000円
5	同委員	年額	277,000円
6	公平委員会委員長	年額	223,000円
7	同委員	年額	155,000円
8	農業委員会会長	年額	243,000円
9	同副会長	年額	219,000円
10	同委員	年額	194,000円
11	農地利用最適化推進委員	年額	194,000円
12	スポーツ推進委員	年額	36,000円
13	固定資産評価審査委員会委員	日額	9,700円
14	介護認定審査会委員	日額	14,300円
15	障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額	14,300円
16	法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額	9,700円

」

を

「

1	教育委員会委員	年額	1,016,000円
2	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額	123,000円
3	議会の議員の中から選任された同委員	月額	54,000円
4	選挙管理委員会委員長	年額	395,000円
5	同委員	年額	281,000円
6	公平委員会委員長	年額	227,000円
7	同委員	年額	157,000円
8	農業委員会会長	年額	247,000円
9	同副会長	年額	222,000円
10	同委員	年額	197,000円
11	農地利用最適化推進委員	年額	197,000円
12	自治委員	月額	72,000円
13	スポーツ推進委員	年額	37,000円
14	固定資産評価審査委員会委員	日額	9,900円
15	介護認定審査会委員	日額	14,500円
16	障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額	14,500円
17	法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額	9,900円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例等
の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 各町に委嘱している自治委員の報酬の額を規定すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。